

I

日本史

問題は、次のページから始まり、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4題ある。

解答は、問題ごとに与えられた指示にしたがって、それぞれ答案紙の所定の欄に書きなさい。

日本史 問題 I

古代～中世における「辺境」に関する次の A・B の文章を読んで、以下の問いに答えよ。(史料は原漢文。一部読みやすく書き改めたところがある。)

A 弥生時代に水稻農耕が定着して以降、日本列島では徐々に稲作を基盤とした社会が確立していく。古墳の分布から想定されるヤマト政権が支配する範囲も、律令制成立後の日本の範囲も、稲作が可能な領域を中心に展開していく。律令国家は、九州南部までは支配下に置いたが、食料採取文化を基調とする南西諸島の大部分には直接的な支配を及ぼすことはなかった。北方でもそれは同様であり、現在の青森県・北海道などは律令国家の版図外であった。南西諸島では漁労活動を生業の主体とする貝塚文化が形成され、北海道や東北地方北部でも独自の文化が開花した。

①
しかしながら、これらの地域との間の交易は普遍的に行われていた。南島産のゴホウラやイモガイ製の貝輪(腕飾)は、その希少性から権威の表象として、九州地方を中心に本州にも広くもたらされ、また古代以降には螺鈿^{らでん}の原料としてヤコウガイが供給された。

中世日本では日宋貿易や日明貿易など、中国との交易が盛んであったが、南西諸島でも三山統一を果たした琉球王国は海外貿易に積極的であり、北方でも十三湊③を中心とした交易が盛んに行われた。

問 1 下線部①について、北海道や東北地方北部における紀元前 3 世紀頃から紀元 13 世紀頃までの文化について、その文化(時代)名称と特徴を明らかにしつつ述べよ。

問 2 下線部②について、図 1 を参考に螺鈿の技法について述べよ。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

図1 螺鈿紫檀五絃琵琶(正倉院宝物)

問3 下線部③について、十三湊が交易の拠点として機能した立地上の要因について述べるとともに、ここで取り扱われた主要交易品を記しなさい。

B 律令国家は、もともと九州地方南部に住んでいた人々を隼人、東北地方に住んでいた人々を蝦夷と呼び、異民族として扱って支配した。九州地方南部では、8世紀初めに薩摩国、大隅国において行政機構の管理下においたが、律令制の原則を適用した支配を行うことは困難であった。一方、東北地方では陸奥国、出羽国をおき、各地に城柵を設置し、周辺を開拓するとともに、蝦夷を服属させていった。薩摩・大隅国、陸奥・出羽国において律令国家の支配が浸透するにつれ、隼人や蝦夷との摩擦も生じ、反乱が発生することもあった。

問4 下線部④に関して、このことを示す史料1・史料2を読んで、九州地方南部において、律令制の原則のうち、どのようなことが目指され、どのような点は実行できなかったのかを述べよ。

史料1『続日本紀』大宝2年(702)8月丙辰条

薩摩・多嶺(注1)、化(注2)を隔て命に逆らふ。ここにおいて、兵を發し征討す。遂に戸をしらべ、吏を置く。

注1 種子島のこと。

注2 天皇の教化。

史料2『続日本紀』天平2年(730)3月辛卯条

大宰府まうす「大隅・薩摩の両国の百姓、建国以来未だかつて班田せず。その所有の田、悉くこれ墾田なり。相承けて佃ることをなし、改め動かすことを願はず。若し、班授に従はば、おそらくは喧訴多からん。」と。ここにおいて、旧に随ひて動かさず、おのおの、自ら佃らしむ。

問5 下線部⑤に関して、開拓労働力の確保のしかたについて述べよ。

問 6 下線部⑥に関して、陸奥国における反乱を示す史料 3 を読んで、反乱を起こした人物がどのような地位の者であったかを述べよ。また、このことからわかる律令国家による蝦夷支配の方式について述べよ。

史料 3 『続日本紀』宝亀 11 年(780) 3 月丁亥条

陸奥国上治郡(注 3)大領外従五位下伊治公^{これはりのきみあざまる}些麻呂反す。(中略)伊治些麻呂は本これ夷俘の種なり。(後略)

注 3 ^{これはり}此治郡の誤りと考えられる。

日本史 問題Ⅱ

中世の二つの幕府に関する次の文章を読み、以下の問いに答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところもある。)

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

問 1 下線部①に関連して、このときの乱で勢力を得た代表的な人物の名を挙げ、その人物を中核として、乱の経緯について略述せよ。

問 2 下線部②に関連して、次に掲げる史料 1 は、『吾妻鏡』に記されている 1192 (建久 3) 年の命令文書の読み下しである。この史料を読んで、下の設問(1)(2)に答えよ。

史料1

前 右大將家政所(注1)下す 美濃国家人(注2)等

早く相模守惟義(注3)の催促に従うべきの事

右、当国内庄の地頭中、家人の儀を存ずる輩においては、惟義の催しに従い勤節(注4)を致すべきなり。なかんづく、近日、洛中強賊の犯、その聞こえあり。彼の党類を禁遏(注5)せんがため、おのおの上洛を企て、大番役を勤仕すべし。しかるに其中、家人たるべからざるの由を存ずる者は、早く子細を申すべし。(後略)

注1：前右大將家政所・源頼朝の家政機関。実質的には源頼朝の命令であることを示す。

注2：家人・源頼朝は自身の「家人」に「御」という敬称はつけない。

注3：相模守惟義・美濃国(現岐阜県南部)の守護大内惟義。

注4：勤節・ものごとをよくつとめること。

注5：禁遏・禁じてやめさせること。

- (1) 『吾妻鏡』とは、どのような性格の書物であるか、略述せよ。
- (2) この史料によると、御家人であるか否かは誰がどのように決めたのか。また、御家人であるとすれば、どのような名称および内容の任務につくことが期待されていたか。それぞれ史料に即して述べよ。

問 3 下線部③に関連して、次に掲げる史料 2 は、ある貴族が 1418 (応永 25) 年に記した日記の一部を読み下したものである。この貴族が領主だった京都近郊の荘園に対し、守護からもたらされた命令文書である「折紙」について記されている。守護は何のために、どのようなことを「折紙」に記しているか。またこの日記の筆者は、なぜ「守護不入」「難儀」を理由に、守護の「折紙」を拒絶しようとしているのか。推測も交えて論述せよ。

史料 2

当国守護一色(注 1)、当所地下人に折紙到来、これ、八幡神人嗽訴(注 2)により、国中において沙汰致すべしと云々。当御領沙汰人名主等(注 3)、守護に属し忠節を致すべきの由、これを申す。当所守護不入の間、難儀の由、まず返答しおわんぬ。

(出典：『看聞日記』応永 25 年 10 月 27 日条)

注 1：一色・山城国(現京都府)の守護一色義貫。

注 2：八幡神人嗽訴・石清水八幡宮に所属し、商業や流通上の有力者でもあった神人たちが起こした強訴。

注 3：当御領沙汰人名主等・この荘園に居住する上層の農民たち。冒頭の「地下人」と同じ人々を指す。

問 4 下線部④に関連して、下の図は中国明代の画家が描いたと考えられている有名な戦闘の場面である。この図に関する下の設問(1)(2)に答えよ。

図

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

- (1) 画面の左と右には、それぞれどのような勢力が描かれているか、述べよ。
- (2) 上記の二つの勢力と、鎌倉幕府あるいは室町幕府とは、相互にどのように連動する三者関係にあったか、簡潔に述べよ。

日本史 問題Ⅲ

次の図と文章をよく読んで、以下の設問に答えよ。なお、史料の引用に際しては、原文を加工したり意識したところがある。

図A

図B

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

図Aは、歌川広重『東海道五十三次 日本橋』の中央部分を拡大したもので、ちょうど大名行列の先頭が日本橋を渡ろうとしているところである。画面左手の橋のたもとには魚売りたちがたむろしており、そのそばに高札場が描かれている。図Bは高札場を図Aから拡大したものである。高札場には木製の板(制札)が何枚も懸けられており、そこに文章が書かれているらしいことも分かる。

高札場は江戸時代には全国各地に設置された。板(制札)には、忠孝の奨励、毒薬・
偽薬の禁止、^① あ ^② といった内容が共通して書かれた。そして設置場所の特性や
時々の必要性に応じて板が追加されたり削減されたりした。たとえば中山道馬籠宿に
設置された高札場には、次のような板が追加して掲げられた。

馬籠から隣の妻籠までは、荷物は壺駄につき百八文、乗掛(*)は荷物だけでも人だ
③けでもいずれも百八文、かる尻(**)は壺疋につき六拾七文。木賃銭は、主人は壺人
④につき三拾五文、召仕は壺人につき拾七文、馬壺疋につき三拾五文

(*)乗掛 荷物と旅人とを乗せて搬送する馬

(**)かる尻 旅人を搬送する馬

また、明治維新に際しては、高札場に掲げられた板が撤去され、代わりに五種類の
⑤制札が新たに掲げられたが、江戸幕府の制札内容を引き継いだものが多かった。

問 1 空欄 に適切な語句か短文を記入せよ。

問 2 下線部①について、全国各地に設置された高札場が設置者の意図通りに機能する
ためには、制札の内容がきちんと伝わる必要がある。そのためにはどのような
前提条件が必要か。そして実際に全国各地で制札の内容が浸透したとすれば、そ
の背景にはどのような事情があったか、あわせて述べよ。

問 3 下線部②について、高札場の設置者になったつもりで新たに一枚の板に何
か文章を書き込もうと思う。次のイ・ロのうち、あなたならどちらを採用する
か。理由とともに答えよ。また採用しない方についても、なぜ採用しないか理由
を記せ。

イ 怪しき者あらハ穿鑿^{せんさく}を遂げて、早々御代官・地頭へ召し連れ来るべきこと

ロ 文武弓馬の道、専ら相嗜^{たしな}むべきこと

問 4 下線部③に留意しながら、(1)江戸時代の陸上交通の特徴について述べよ。(2)また、そうした陸上交通に対して水上交通にはどのような特徴があったか述べよ。

問 5 下線部④は、旅行者が食材を持参して宿で自炊することを前提にした宿泊所(木賃宿)での宿泊料金のことで、煮炊きに必要な薪代(木賃)だけ納めるというものである。江戸時代の民衆はこうした宿泊料の安い木賃宿を利用して旅をした。江戸時代民衆の旅の特徴(旅の目的・目的地や方法など)について述べよ。

問 6 下線部⑤について、(1)これを歴史用語では何と呼ぶか、適切な語句を記せ。(2)五種類の制札のうち一枚は

あ

 と同じ内容が記されていたため、西洋諸国から激しい非難を浴びた。なぜか。簡潔に述べよ。

日本史 問題IV

近現代の社会運動・社会問題に関する次の史料・文章を読んで、以下の問いに答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところもある。)

A 歴代内閣中には随分無智無能の内閣もあつたが、現内閣の如く無智無能なる内閣はなかつた。彼等は米価の暴騰が如何に国民生活を脅かしつつあるかを知らず、これに対して根本的の救済法を講ぜず、甚しきに至つては応急の救済法すらも施し得ずして、食糧騒擾の責を一にこれが報道の責に任じつつある新聞紙に嫁し(注1)、これに関する一切の記事を当分安寧秩序に害ありとして、掲載禁止を命ずるが如き、誰かこれを無智無能と云はざるべき。彼等は新聞紙に箝口令(注2)を施し、これが報道を禁止だにすれば、食糧騒擾は決して伝播せざるが如くに思惟(注3)して居る。其無智なる唯々呆れるより外はない。

「新愛知」1918(大正7)年8月16日

B 吾輩は、世人が今回の事件を以て、単に米価問題と見做さずして、そは(注4)日本全国に弥漫(注5)せる経済的弱者の不平が、偶米価問題てふ(注6)具体的の形態を以て爆発したるに過ぎざるものと観念し、所謂社会問題が今日の日本に於て、如何に現実の問題と為りつつあるかを、十二分に看取する所あらんを希望する。

「東京朝日新聞」1918(大正7)年8月23日

(注1)嫁し … 責任や罪などを他人に押しつける。

(注2)箝口令 … ある事柄に関する発言を禁じること。

(注3)思惟 … 考えること。思うこと。

(注4)そは … それは。

(注5)弥漫 … 広がり満ちること。

(注6)てふ … ～という。

問 1 Aは、政府が「食糧騒擾」に関する新聞報道を禁止したことに対して、「新愛知」の桐生悠々が執筆した抗議の新聞記事である。下線部①について、ここで批判されている「現内閣」の総理大臣の名前を答えよ。また、「現内閣」が新聞統制に至った、1918年の「食糧騒擾」の特徴について述べよ。

問 2 「食糧騒擾」の責任をとって「現内閣」が退陣した後、立憲政友会総裁の原敬を首班とする本格的な政党内閣が成立し、普選運動が高まる中で衆議院議員選挙法を改正した。この時の改正内容について、普通選挙制度に対する原首相の姿勢を踏まえて、説明せよ。

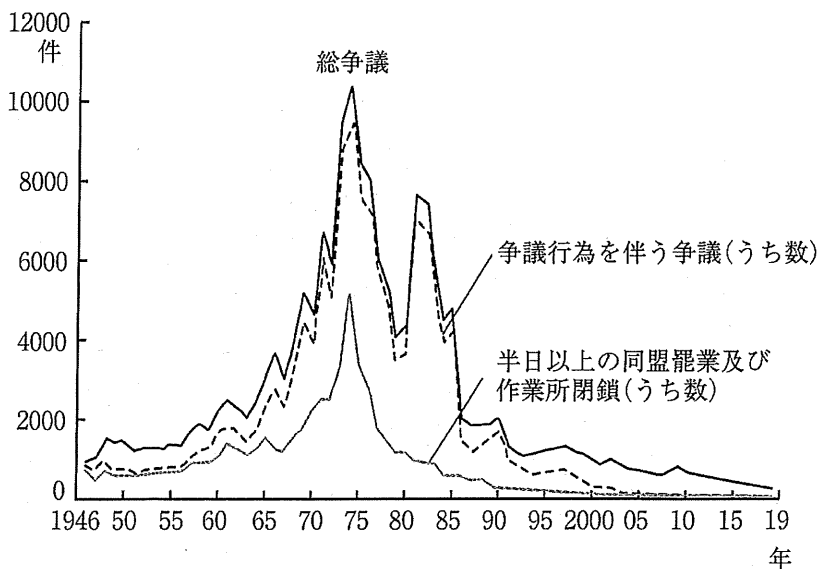
問 3 Bは、「食糧騒擾」を受けて経済学者の河上肇が新聞に連載した「米価問題」と題する論評の一部である。ここで河上は社会問題が現実の問題となりつつあると論じているが、彼が考える日本の社会問題とは何か。また、それがこの時期の日本で顕在化した背景について、考えられるところを述べよ。

C 社会運動はアジア・太平洋戦争の敗戦後、GHQによる民主化政策によって数多く展開されるようになった。たとえば、労働組合法の制定によって労働者の権利が拡大し、全国規模でのストライキが計画されるなど、労働運動が展開された。占領終了後もストライキを含む労働争議件数が増加していくのは、占領期に法的整備がなされた結果であった^②。

一方で、沖縄では人々の行動は米軍によって大きく制限されていた。そのため、「本土復帰」を求める運動は高まった。こうした沖縄における祖国復帰運動の盛り上がりを受け、1971年に沖縄返還協定が調印された^③。

社会運動は社会に影響を大きく与えたため、それがヒットソングを生み出すこともあった。1960年に西田佐知子が歌った〈アカシアの雨がやむとき〉は歌詞を見れば失恋の歌だが、西田の乾いた声とこの年の社会運動を経験した若者の心情とが重なってヒットし、この時代を象徴する歌となった^④。現在でも、この社会運動を映像で取りあげるとき、デモ隊が国会に突入する場面などで、この〈アカシアの雨がやむとき〉がバックに流されることが多い。

問4 下線部②について、下のグラフはその件数を示したものである。このグラフによれば、1970年代前半は労働争議が頻発していた。その理由を、当時の経済状況や争議の特徴という観点から説明せよ。



(厚生労働省「労働争議統計」より作成)

問 5 下線部③に関連して、次の史料は「本土復帰」に際して沖縄県の声を日本本土政府と返還協定批准国会(沖縄国会)に手渡すために琉球政府によって作成された「復帰措置に関する建議書」の一部である。 については、この時の内閣のスローガンに関係し、それが「本土復帰」時に沖縄にないことを明らかにする措置をとるべきと国会でも決議された。 に入る語句を答え、この史料の内容を踏まえつつ、アジア・太平洋戦争後から「本土復帰」までの沖縄が置かれた状況について説明せよ。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。

問6 下線部④に関して、この運動では何が要求され、結果としてどうなったのか、
下の〈アカシアの雨がやむとき〉の歌詞の一番を参考にしながら述べよ。

この部分につきましては、
著作権の都合により公開いたしません。